

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和4年3月16日（水）午前9時20分頃
- 2 事故発生場所 相手方敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市内 団体
- 4 事故の概要 燃やさないごみの収集運搬業務中に、市公用車内でごみが発火したことから、当該ごみを相手方敷地内に排出したところ、コンクリート舗装面でごみが燃焼し、当該舗装面が損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 コンクリート舗装
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和4年8月5日 示談成立日：同年8月5日
- 7 損害賠償の額 143,000円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金143,000円については、本市と公益社団法人全国市有物件災害共済会との共済委託契約に基づき、同会より相手方に支払われる。